

常勤役員の報酬及び退職手当規程

(目的)

第1条 財団法人古紙再生促進センター寄附行為第19条の規定により、常勤役員の報酬及び退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 常勤役員の報酬月額、900,000円以内とする。

2 前項の報酬月額を上限として、当該役員の能力、経験及び業務の実態を考慮して理事長が決定する。

3 常勤役員の賞与の支給年額は、報酬月額×4.8以内で理事長が決定する。

(退職手当)

第3条 常勤役員の退職手当の額は、退職または死亡した日における報酬月額に在職期間1ヵ月につき100分の14以内の割合を乗じた金額で理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年3月17日から実施する。